【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年10月2日

【事業年度】 第84期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 古林紙工株式会社

【英訳名】 FURUBAYASHI SHIKO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 古 林 敬 碩

【本店の所在の場所】 大阪市中央区大手通三丁目 1 番12号

【電話番号】 06(6941)8561(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 統括管理本部長 宮 崎 明 雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区大手通三丁目 1 番12号

【電話番号】 06 (6941)8561 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 統括管理本部長 宮 崎 明 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月27日に提出いたしました第84期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況

会社の社外監査役の機能・役割及び会社との関係並びに独立性に関する方針

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

- 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の社外監査役の機能・役割及び会社との関係並びに独立性に関する方針

(訂正前)

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、監査役設置会社を採用しております。具体的には、取締役の職務の執行について、社外監査役2名を含む監査役3名それぞれによる適切な監査を受けることで、経営の透明性・公正性を確保しております。また、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで、監査役会の監視・監督機能の一層の強化を図っております。なお、社外監査役2名について、大阪証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ております。(平成25年7月16日の現物市場統合により、東京証券取引所に移行しております。)

社外監査役2名について、土堤内清嗣および公認会計士吉村勲は、経営者および公認会計士としての豊富な経験と幅広い識見、専門的な知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、両名とも一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から取締役の職務の執行を監査していただけるものと考えております。なお、社外監査役土堤内清嗣は平成14年1月まで株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)の業務執行者であり、当社は同行と長期借入金などの取引関係にあります。また、社外監査役吉村勲は、当社の会計監査人であるネクサス監査法人に平成18年7月まで在籍していました。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

(訂正後)

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、監査役設置会社を採用しております。具体的には、取締役の職務の執行について、社外監査役2名を含む監査役3名それぞれによる適切な監査を受けることで、経営の透明性・公正性を確保しております。また、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで、監査役会の監視・監督機能の一層の強化を図っております。なお、当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は設けておりませんが、選任に当たっては大阪証券取引所の定めを参考にしております。(平成25年7月16日の現物市場統合により、東京証券取引所に移行しております。)

社外監査役 2 名について、土堤内清嗣および公認会計士吉村勲は、経営者および公認会計士としての豊富な経験と幅広い識見、専門的な知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、両名とも一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から取締役の職務の執行を監査していただけるものと考えております。なお、社外監査役土堤内清嗣は平成14年 1 月まで株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京 U F J 銀行)の業務執行者であり、当社は同行と長期借入金などの取引関係にあります。また、社外監査役吉村勲は、当社の会計監査人であるネクサス監査法人に平成18年7月まで在籍していました。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。